

「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年5月 朝日町）

1 背景・目的

建設界における、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

2 週休2日制モデル工事の概要

原則、対象工事現場において、週休2日（4週8休）を確保することとする。

『用語の定義』

週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4週8休：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

土日完全週休2日：4週8休以上の水準を確保し、対象期間内の土曜日と日曜日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏期休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

3 試行対象工事

試行対象工事は、工期や工程に制約がない工事とし、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。なお、下記(3)に該当する工事は対象としない。

(1) 発注者指定型

発注者が選定した工事

(2) 受注者希望型

前号を除く工事で、受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む工事

(3) 試行対象外工事

- ・ 国庫補助負担法に基づく災害復旧工事、緊急性が高い災害復旧工事
- ・ 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事

4 試行工事の実施

4.1 発注者指定型の場合

【4.1.1 発注時】

(1) 工期設定

① 作業日当たり標準作業量等による設定

施工数量を日当たり作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.9(舗装は2.1)を乗じ、準備期間及び後片付け期間(下表参考)を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。

準備日数	後片付日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装(新設)、道路維持
60		橋梁保全、舗装(修繕)
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」より

② 標準工期試算式等による設定

- ① によりがたい場合等は、県が定める標準工期試算式から工期を設定する。

(2) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05	倍
機械経費(賃料)	1.04	倍
共通仮設費	1.04	倍
現場管理費	1.06	倍
市場単価	別表1	のとおり

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日制モデル工事」であることを明示する。(以下の5記載例のとおり)

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 休日取得計画（実績）書の提出

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙1」に記載し、提出する。

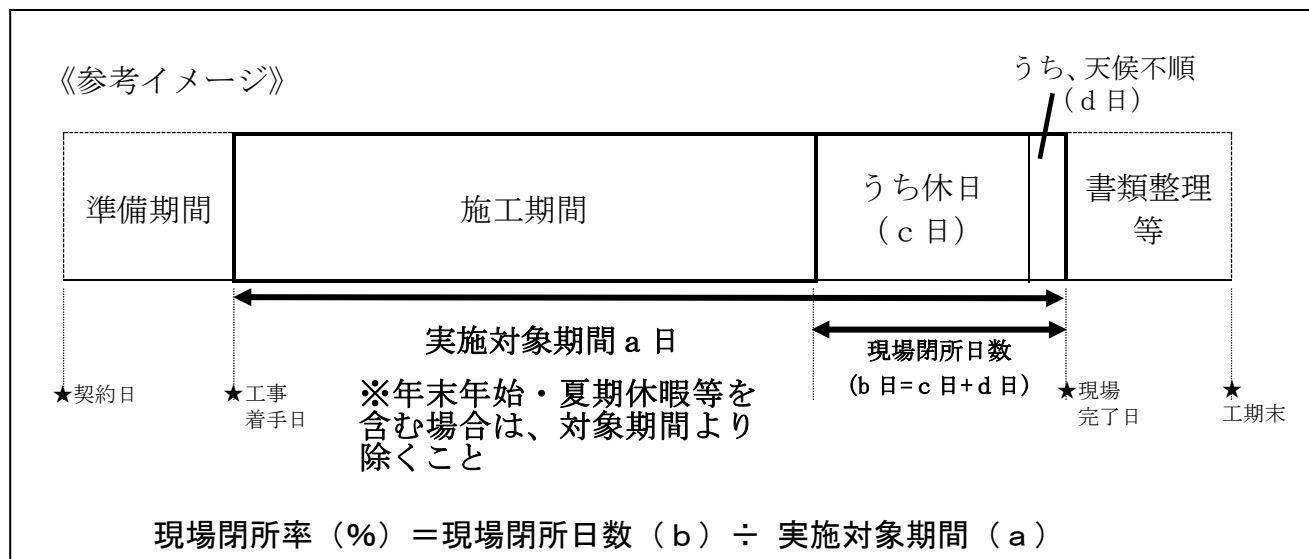
また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙1」に記載し、提出する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

(3) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。



(4) 精算変更

4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成されなかった場合、監督員は、補正分を減額変更する。

4. 2 受注者希望型の場合

【4.2.1 契約から工事完成まで】

(1) 試行の実施

受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿により協議を行う。発注者が、試行の実施を承諾した場合、試行の対象工事となる。

ただし、工期の変更はしない。(増工等による工期延長は通常どおり)

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様(4.1を参照)

(3) 休日取得計画(実績)書の提出

発注者指定型と同様(4.1を参照)

(4) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

発注者指定型と同様(4.1を参照)

(5) 精算変更

4週8休が達成された場合、以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

・4週8休の現場閉所が達成できた場合

労務費	1.05	倍
機械経費(賃料)	1.04	倍
共通仮設費	1.04	倍
現場管理費	1.06	倍
市場単価	別表1のとおり	

5 特記仕様書への記載例

(1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事(発注者指定型)

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日に取り組むこととする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領(令和5年5月 朝日町)に基づくものとする。

(2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事(受注者希望型)

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、試行することができる。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領(令和5年5月 朝日町)に基づくものとする。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和5年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	設置	1.05
	撤去	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

